

インフルエンザワクチン 任意予防接種費用を助成します



市民生活部健康推進課
☎22-0370

◆インフルエンザワクチン 任意予防接種費用の助成とは

新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行に対応するため、下記の「対象となる方」にインフルエンザワクチン予防接種の費用を助成するものです。

◆対象となる方は

予防接種日に市内に住所を有する、昭和33年2月2日から平成19年4月1日までに生まれた方

※高齢者および子どものインフルエンザワクチン予防接種費用助成の対象になっている方は除く

◆給付金額は

- (1) 生活保護を受給している方
全額
- (2) 平成16年4月2日生まれから
平成19年4月1日生まれまでの方
全額
- (3) 昭和33年2月2日生まれから
平成16年4月1日生まれまでの方
1,000円

◆助成を受けるには

予防接種後に、申請書兼請求書に領収書等を添付し、市健康推進課または各総合支所へ提出してください。(郵送可)

◆対象期間は

令和4年10月1日から令和5年1月31日までの接種が助成対象となります。

◆申請期限は

令和5年2月28日まで

◆申請に必要なものは

- ◇申請書兼請求書
- ◇領収書（紛失された場合は、医療機関からの「接種済証」）
- ◇申請者名義の振込先口座が分かるもの
- ◇生活保護受給証の写し（対象者のみ）

2. 申請期限の延長

『新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金』の申請期限が延長されました。



市民生活部社会福祉課
☎22-1340

支援制度名称	変更前	変更後
新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金	令和4年9月30日まで	令和4年12月31日まで